

租税特別措置法第40条第7項の規定による公益法人等が解散する場合の届出書



令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

国 税 庁 長 官

届出者 千

所在地 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

法人番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

代表者氏名 \_\_\_\_\_

(連絡先)

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産等を下記のとおり他の公益法人等に対し解散による残余財産の分配若しくは引渡しにより移転する予定ですので租税特別措置法第40条第7項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
解散引継法人に移転する財産等の寄附者	住所 電話番号	(寄附時の住所) 〒 _____ (電話番号 - - )	
	フリガナ 氏 名	_____	

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

解散引継法人 【解散予定年月日 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日】

主たる事務所の所在地	_____
フリガナ 名 称	_____
法人番号	
代表者氏名	_____
(電話番号)	( - - )

解散引継法人に移転する財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的

その他参考事項 (やむを得ない事情により解散の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

\_\_\_\_\_

使用開始予定年月日 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

作成税理士  
事務所所在地  
署名(電話番号)

* 税務署整理欄 (この欄の項目は記載する必要がありません。)							
通信日付印		寄附者所轄署	1 自署 2 他署(自局) 3 他署(他局) 4 不明	送付年月日	署→局	局→署	番号確認
確認者							

## 〔記載要領等〕

### 《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が解散する場合に、当該財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）を残余財産の分配又は引渡しにより他の公益法人等（以下「解散引継法人」といいます。）に移転させ同条第7項の規定の適用を受けるときに使用します。

### 《記載要領》

- 1 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「解散引継法人に移転する財産等の寄附者」欄には、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「解散引継法人」欄には、残余財産の分配又は引渡しにより財産等の移転を受ける解散引継法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 5 「解散引継法人に移転する財産等の明細」欄には、残余財産の分配又は引渡しにより移転する財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 6 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転する財産等がやむを得ない事情により解散の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 7 この届出書は「解散引継法人に移転する財産等の寄附者」ごとに作成してください。

（注） 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

### 《添付書類》

- 1 解散引継法人に移転しようとする財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である受贈法人等及び解散引継法人の登記事項証明書等
- 3 解散引継法人が租税特別措置法第40条第7項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 4 解散引継法人に移転しようとする財産等がやむを得ない事情により解散の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等